

「まちの保健室」 群馬方式 実施マニュアル

公益社団法人群馬県看護協会

目的： 看護職員が、地域に足をはこび、幅広い年齢層に対し健康に対する意識向上と心と体の健康づくりを支援する。

1. 準備

- ◆ 実施にあたっては、各関係団体と連携を密にし、会場の設置場所の確認をしてください。
- ◆ 相談者が、気兼ねなく相談できるよう環境づくりに配慮する。
- ◆ 当日は県看護協会の「まちの保健室」標示幕を会場に設置し、指定のエプロンを着用してください。また、標示幕とエプロンの予備が、看護協会にありますので、必要によりお問い合わせください。
- ◆ 実施報告書の記載内容が把握できるよう工夫して下さい。
- ◆ 参考までに、まちの保健室記録用紙を記入例と共に準備しました。群馬県看護協会ホームページにアクセスし、ダウンロードをして利用して下さい。

2. 実施内容・時間

- ◆ 実施時間は、各関係団体と相談して設定してください。
- ◆ 実施内容は、健康相談、身長・体重測定、血圧測定、体脂肪測定など各地区支部で可能な範囲としてください。

3. 相談者対応の条件

- ◆ 専門職と生活者の視点をあわせ持っていること
- ◆ 看護業務経験が十分であること(できれば3年以上の保健師・助産師・看護師)が望ましい。
- ◆ 健康相談等に意欲を持っていること。

4. 実施上の心構えと注意点

- ◆ 看護協会として実施するので、相談者に対しては自分の所属は言わず、地区支部名と名前を記入したネームプレートをつけてください。
- ◆ 専門職としての品性を保ち、相談者の人格を尊重し、傾聴に心がけてください。
- ◆ 相談者の中には、主治医がいることを念頭におき対応する。あくまでも相談であり、診断に類することは言わないよう注意してください。
- ◆ 相談者に関する個人情報、一切口外しないよう注意してください。

5. 終了後

- ◆ 別添の「まちの保健室」実施報告書を県看護協会 業務委員会宛に郵送またはFAXまたはEmailで報告してください。

提出期限は11月末日とします。

なお、群馬県看護協会ホームページに、報告書の様式等を掲載してありますので必要により利用してください。

- ◆ 結果については、各支部内で検討し、継続・常設化を目指し活動を広げるよう検討してください。
- ◆ 標示幕とエプロンは各地区支部で管理してください。また、看護協会から借用した際は、クリーニングをしてから返却してください。

公益社団法人群馬県看護協会

〒371-0007 前橋市上泉町 1858-7

TEL 027-269-5565 FAX 027-269-8601

URL <http://www.gunma-kango.jp/>

Email info@gunma-kango.jp

H22. 7 改訂